

令和6年度包括的フレイル対策推進事業
食環境づくりを通じた戦略的フレイル予防事業 業務委託 仕様書

1 目的

高齢者のフレイル、食塩の過剰摂取などの健康・栄養課題を重大な社会課題として捉え、産官学等の連携・協働により、兵庫県の魅力をいかした「ひょうご健康的な食環境づくり※プロジェクト」を展開する。

具体的には、栄養面に配慮した食品を事業者が供給し、そうした食品を消費者が、自身の健康関心度等の程度にかかわらず、自主的かつ合理的に、又は自然に選択でき、手頃な価格で購入し、ふだんの食事において利活用しやすくすることで、県民の健康保持増進を図るとともに、活力ある持続可能な社会の実現を目指すことで、食環境づくりを通じたフレイル対策を充実させることを目的とする。

なお、食環境づくりを推進するに当たっては、健康の保持増進に関する視点を軸としつつ、事業者等が行う地球環境、自然環境等に配慮した取組にも焦点を当てながら、持続可能な開発目標の達成に資するものとしていく。

以上のことから、委託事業として、本取組に賛同する事業者等を募集し、参画する仕組みの構築、食環境づくりに係る産官学等の連携の推進等を図ることを目的とする。

※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品（食材、料理、食事）へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことを指す。

2 事業の概要

本件を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、本事業の事務局として、事業者等の参画促進戦略の立案と実施、事業者等の参画登録の受付及び登録情報の管理のほか、参画事業者同士の情報交換の機会の提供等の参画事業者の取組目標に係るPDCAプロセス支援を行う。さらに、参画事業者等と連携し、消費者への効果的な普及啓発手法の開発等の業務を実施する。

3 業務内容

受託者は、以下の業務を兵庫県保健医療部健康増進課と協議の上、進めることとする。

(1) 作業計画書の作成

本事業の今年度スケジュール（案）を示すので、これを参考に作業計画書を作成し、当課の承認を得ること。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業計画書の作成	→									
食環境づくり運営会議		運営会議①			運営会議②			運営会議③		
参画事業者募集時の取組目標の確認・整理			事業者募集 → (第2期)			事業者募集 → (第3期)				
事業者勉強会・交流会		キックオフセミナー					勉強会			
消費者への普及啓発		ロゴ作成	→	→	→	→	→	→	→	→
			広報戦略案の検討	→	→	→	→	→	→	→
				啓発活動実施	→	→	→	→	→	→

(2) 食環境づくりを通じた戦略的フレイル予防事業打合せ会議

ア 構成メンバー

兵庫県保健医療部健康増進課、(委託先事業者)

イ 回数 月1回以上

方法 対面・オンラインによる

エ 主な内容

事業者等の参画促進戦略の立案、会議や交流会・勉強会の内容検討、参画事業者の取組目標の確認・整理、県民への効果的な普及啓発方法の検討など

(3) 運営会議の開催

ア 対象

県内の食品製造事業者・食品流通事業者、メディア、金融機関、大学・研究機関、職能団体等

イ 回数 年3回

ウ 方法 対面・オンラインによる

エ 主な内容

本事業全体での取組方針等を決定する運営会議を開催する。

参画事業者の登録並びに産学官等の連携体制の構築に向け、事業者による栄養面・環境面に配慮した食品(商品)の開発、販促、広報活動等を推進するための方策等を検討する。

なお、今回の食環境づくりは、フレイル予防、減塩の推進等の健康の保持増進に関する栄養面の取組を中心とする。

(4) 参画事業者の取組目標の確認・整理

- ア 回数 新規事業者募集：年2回
既参画事業者の取組目標の進捗確認：年1回
- イ 時期 新規事業者募集：令和6年8月頃、11月頃
既参画事業者の取組目標の進捗確認：令和7年3月頃
- ウ 内容

新規参画事業者は、事業者募集期間に兵庫県ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、参画申請フォームを送付する。

受託者は、参画事業者から提出された取組目標の修正・更新の可否を確認し、変更が必要な場合に対応する。

なお、本事業に参画を希望する事業者や参画事業者等からの質問・相談には、受託者が対応することとし、必要に応じて当課との連携を図ること。

(5) 参画事業者勉強会・交流会の開催

- ア 回数 年2回
(うち1回はオンライン開催可)
- イ 方法 対面・オンラインによる
- ウ 内容

参画事業者が自ら設定した取組目標に基づく事例紹介や、産学官等連携による取組報告、有識者からの講演等の勉強会を開催する。

また、事業者同士の連携強化を図ることを目的とした交流会を開催し、必要に応じて参画事業者の代表や有識者から先行事例や助言を得る機会を設定することにより、参画事業者を増やすとともに、事業者の自主的な取組みの促進につなげる。

(6) 消費者への普及啓発

事業者や消費者の認知度の向上につながるよう、兵庫県及び取組企業の広報媒体を活用した効果的な広報戦略を検討する(ロゴの作成を含む)。

4 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月31日

5 対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金に限る。

※ 本業務における対象経費については、県や国等における他の委託業務や補助事業における対象経費と重複してはならない。

6 その他留意事項

- ・オンライン会議システムは、受託者にて手配すること。

- ・業務の実施にあたっては、関係する諸法令規則を順守すること。
- ・豊富な経験・知識を有した担当者を配置し執行体制を充実するとともに、管理責任を明確にすること。
- ・発注者との連絡を密に行い、誠意をもって業務を円滑に遂行すること。
- ・業務に遅延が生じないよう的確に進行管理すること。
- ・受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。